

輸出貿易管理令該当製品について

輸出貿易管理令 別表第1 第3項(2)7: 弁又はその部分品 に該当する当社製品(リスト規制品)は下記をご参照ください。なお、当社製品の輸出に際しましては、輸出者様の責任の下、外為法等に基づいた適正な手続きや管理の実施をお願いいたします。

記

◆ 輸出貿易管理令 別表第1 第3項(2)7: 弁又はその部分品 に該当するもの

I. 弁に該当するもの

①ダイヤフラムバルブ

貨物等省令 第2条 第2項	バルブ本体材質	ダイヤフラム接液部材質	呼び径	NDV本体材料コード(☆1)
七-イ-(二)、(三)	ハステロイ	New PTFE又はPTFE	15A～	15-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
	SCS23	New PTFE又はPTFE	15A～	18-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
七-イ-(三)	FCD-S+PFA引	New PTFE又はPTFE	15A～	59(M)-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
	SCS13+PFA引	New PTFE	15A～	59(2S)又は59(S),59(F)-TX/**,TXH/**,CTX/**
	FCD-S+ETFE引	New PTFE	15A～	60-TX/**,TXH/**,CTX/**
	SUS316L+ETFE引	New PTFE	15A～	60(S)-TX/**,TXH/**,CTX/**
	FCD-S又はSCS13+New PFA引	New PTFE又はPTFE	15A～	61(M)又は61(S)-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
七-イ-(三)、(四)	FC200+ガラス引	New PTFE又はPTFE	15A～	40-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
	FCD-S+ガラス引	New PTFE又はPTFE	15A～	40(04)-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
	SCPH2+ガラス引	New PTFE又はPTFE	15A～	40(05)-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
	S25C+ガラス引	New PTFE又はPTFE	15A～	40(25)-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
七-イ-(三)、(六)	チタン	New PTFE又はPTFE	15A～	92-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**

貨物等省令 第2条 第2項	バルブ本体材質	ダイヤフラム接液部材質	呼び径	NDV本体材料コード(☆1)
七-ロ-(一)、(二)	ハステロイ	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	15-NR,CR,BG,AB,EP
	SCS23	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	18-NR,CR,BG,AB,EP
	FCD-S+PFA引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	59(M)-NR,CR,BG,AB,EP
	SCS13+PFA引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	59(2S)又は59(S),59(F)-NR,CR,BG,AB,EP
	FCD-S+ETFE引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	60-TX-NR,CR,BG,AB,EP
	SUS316L+ETFE引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	60(S)-TX/**,TXH/**,CTX/**
	FCD-S又はSCS13+New PFA引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	61(M)又は61(S)-NR,CR,BG,AB,EP
	FC200+ガラス引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	40-NR,CR,BG,AB,EP
	FCD-S+ガラス引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	40(04)-NR,CR,BG,AB,EP
	SCPH2+ガラス引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	40(05)-NR,CR,BG,AB,EP
	S25C+ガラス引	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	40(25)-TX/**,TF/**,TXH/**,CTX/**
	チタン	NR+BR,CR,IIR,NBR,EPDM	25A～100A	92-NR,CR,BG,AB,EP

(☆1):[本体材料コード]-[ダイヤフラム材料コード]を併記しています。コードの詳細については当社カタログをご参照ください。

②ボールバルブ

貨物等省令 第2条 第2項	バルブ本体材質	ボール接液部材質	呼び径	NDV本体材料コード
七-イ-(二)	ハステロイ	ハステロイ	15A～	15
	SCS23	SCS23	15A～	18
七-イ-(三)	FCD-S+PFA引	PFA	40A～	59(4)
	SCS13A+PFA引	PFA	15A～	59(7)

③バタフライバルブ

貨物等省令 第2条 第2項	バルブ本体材質	ディスク接液部材質	呼び径	NDV本体材料コード
七-イ-(三)	FCD450+PFA引(ライナー)	PFA	80A～	59
	SCS13A+PFA引(ライナー)	PFA	80A～	59

Ⅱ.弁部分品(バルブ本体)に該当するもの

①ダイヤフラムバルブ本体

貨物等省令 第2条 第2項	バルブ本体材質	ダイヤフラム接液部材質	呼び径	NDV本体材料コード
七-ハ	ハステロイ	-	15A～	15
	SCS23	-	15A～	18
	FCD-S+PFA引	-	15A～	59(M)
	SCS13+PFA引	-	15A～	59(2S)又は59(S),59(F)
	FCD-S+ETFE引	-	15A～	60
	SUS316L+ETFE引	-	15A～	60(S)
	FCD-S又はSCS13+New PFA引	-	15A～	61(M)又は61(S)
	FC200+ガラス引	-	15A～	40
	FCD-S+ガラス引	-	15A～	40(04)
	SCPH2+ガラス引	-	15A～	40(05)
	S25C+ガラス引	-	15A～	40(25)
	チタン	-	15A～	92

②ボールバルブ本体

貨物等省令 第2条 第2項	バルブ本体材質	ボール接液部材質	呼び径	NDV本体材料コード
七-ハ	ハステロイ	-	15A～	15
	SCS23	-	15A～	18
	FCD-S+PFA引	-	40A～	59(4)
	SCS13A+PFA引	-	15A～	59(7)

③バタフライバルブ本体

貨物等省令 第2条 第2項	バルブ本体材質	ディスク接液部材質	呼び径	NDV本体材料コード
七-ハ	FCD450+PFA引(ライナー)(☆2)	-	80A～	59
	SCS13A+PFA引(ライナー)(☆2)	-	80A～	59

(☆2):ライナー単体の場合も該当します。

[注意]

- ※1. 上記材質の品物は、手動弁、自動弁等製品の形態に関係なく、日本国外に輸出する際は全て貨物等省令 第2条 第2項の
上記項番に該当いたします。
- ※2. リスト規制では“弁”と“弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナー”が規制対象となっているため、
ダイヤフラム、ボール、ディスク等の弁部品単体は規制対象外(＝非該当)となります。
- ※3. 補完的輸出規制(キャッチオール規制)により、リスト規制品以外の当社製品(非該当及び対象外の製品)については、すべて
輸出貿易管理令別表第1の16項に該当いたします。
- ※4. 上記以外の特注品(特殊合金、特殊ライニング施工等)の場合はリスト規制に該当する場合がございますので、別途最寄の営業所まで
お問合せいただきます様、お願いいたします。
- ※5. 法改正時は随時内容をご確認ください。その他、輸出許可申請や法令に関する相談等は経済産業省等の各関連機関にて
行ってください。

以 上